

## スーパーセンタートライアル石巻店の届出概要について

### (法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社トライアルカンパニー
- 2 届出年月日 令和7年3月27日
- 3 店舗の名称 スーパーセンタートライアル石巻店
- 4 店舗設置者 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太  
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 5 店舗所在地 石巻市浦屋敷南2-1
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社トライアルカンパニー	4, 355 m <sup>2</sup>	食料品、実用衣料等
計	4, 355 m <sup>2</sup>	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和7年11月28日

8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 192台 (指針による必要台数: 192台)
- (2) 駐輪場の収容台数 23台 (指針による参考台数: 125台)
- (3) 荷さばき施設の面積 128 m<sup>2</sup>
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 13.5 m<sup>3</sup> (指針による必要容量: 13.5 m<sup>3</sup>)

9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (2) 駐車場の利用時間帯 24時間
- (3) 駐車場の出入口の数 3箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 24時間

10 事務手続き等

- ・公 告 年 月 日 令和7年4月18日
- ・縦 覧 期 間 公告の日から令和7年8月18日まで  
(公告の日から4か月間)
- ・地 元 説 明 会 令和7年5月22日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和7年6月6日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和7年8月18日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和7年11月27日 (届出の日から8か月以内)

## 住民説明会の実施状況

開催日時	① 令和7年5月22日（木）午後4時から午後4時20分まで ② 令和7年5月22日（木）午後6時から午後6時20分まで
開催場所	石巻市蛇田公民館 石巻市恵み野二丁目11-1
出席人数	① 8名 ② 4名

質問事項	設置者の回答内容
駐車場出入口において、右折入出庫禁止等の規制はあるのか。	警察等との協議において特に指摘がなかったことから、規制はありません。 →県の意見は不要
求人募集について教えてほしい。	開店の2ヶ月程度前から、新聞折込チラシ、インターネット等で求人募集する予定です。 →県の意見は不要

## 石巻市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。今後、騒音、振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。	騒音予測の結果、周辺住居において環境基準値及び規制値以下となっていることから、周辺生活環境への影響は小さいと考えていますが、周辺住居等から苦情があった場合には、住民等と協議の上、適切な騒音対策を検討します。 特定施設を設置する場合は、必要に応じて騒音規制法、振動規制法。宮城県公害防止条例に基づき届出を行い、規制基準を遵守します。 →県の意見は不要
屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じること。	屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に配慮して設置し、近隣住宅等から苦情があった場合には、住民等と協議の上、適切な光害対策を検討します。 →県の意見は不要
工事に伴う粉塵や騒音等については、関係法令を遵守するとともに、必要な粉塵飛散及び騒音抑制措置等を講ずること。	工事に伴う粉塵や騒音等については、関係法令を遵守するとともに、必要な粉塵飛散及び騒音抑制措置等を講じます。 →県の意見は不要
廃棄物等からの資源循環を図り、資源循環できないものについては適正処理を推進していただくため、石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例第11条の規定により、店舗新設後に①～③の書類を廃棄物対策課宛に提出願います。①事業系一般廃棄物の減量化及び処理計画書②事業系一般廃棄物管理責任者選任(変更)届出書③テナント事業者名簿(該当ある場合のみ)	ご指摘に従い、石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例第11条の規定による書類を石巻市廃棄物対策課宛に提出いたします。 →県の意見は不要
事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。	事業内容及び公害防止措置等について、必要に応じて近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行います。 →県の意見は不要

<p>雨水排水を道路側溝に排水する場合は協議を行うこと。出入口の新設・拡幅を行う場合は道路工事施工承認申請書を提出のうえ承認を得ること。</p>	<p>雨水排水を道路側溝に排水する場合は、石巻市建設部道路課と協議いたします。出入口の新設・拡幅を行う場合は、道路工事施工承認申請書を提出のうえ、石巻市建設部道路課から承認を得る手続きを行います。 →県の意見は不要</p>
<p>大規模小売店舗（店舗面積2,000m<sup>2</sup>以上）であることから、立地適正化計画における拠点形成施設の立地に関する届出をすること。</p>	<p>立地適正化計画における拠点形成施設の立地に関する届出書を石巻市建設部都市計画課宛に提出します。 →県の意見は不要</p>
<p>出店の届出のあった箇所については、主要道路が交差する箇所であり、日頃から周辺の交通量は多い状態であったが、東日本大震災後は周辺に復興住宅等の居住者も増え、更に交通量が増加している状況である。</p> <p>各校では、常日頃から登下校における安全指導を徹底し、計画的に職員が巡回するなどして実態をつかみながら具体的に児童生徒への指導を行っているが、今回届出のあった施設の出店により、ますます周辺道路の交通量の増加が予想され、登下校中の児童生徒の交通事故発生が憂慮される。このことから同店駐車場出入り口付近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮を希望する。</p>	<p>新規開店時等、特に混雑が予想される日には、必要に応じて駐車場出入口等に交通整理員を配置し、通学児童等の安全確保に努めます。 →県の意見は不要</p>

### 地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

### 交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000m<sup>2</sup>を超えるため実施

開催日時	令和7年7月23日（水）午後1時30分から午後2時20分まで
開催場所	スーパーセンタートライアル石巻店 建設予定地、宮城県石巻合同庁舎
調査会結果	地域交通政策課、県警本部交通規制課、石巻警察署、石巻市、設置者、商工金融課等を交えて現地を確認し、交通対策等について検討を行った。この案件に対して、県の意見を必要とする事項は出なかつたが、出入口3に面する市道へのセンターラインの設置や、出入口以外からの車両侵入を防ぐためのフェンス設置などについて検討するよう指摘がなされた。また、24時間営業が予定されていることから、夜間を含めた事故防止対策については、立て看板の設置やさらなる対策が必要となれば道路管理者と協議の上対応していくとの説明がなされた。

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	株式会社トライアルカンパニー	
届出年月日	令和7年3月27日	
店舗名称	スーパーセンタートライアル石巻店	
所在地	石巻市浦屋敷南2-1	
市町村の意見	<input checked="" type="checkbox"/> あり	なし
地域住民等の意見	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
<b>県の意見案</b>		
交通関係	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
騒音関係	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
廃棄物関係	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
その他の	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	<p>交通対策について、夜間を含めた事故防止対策や駐車場出入口等での案内看板の設置を徹底するとともに、周辺道路における渋滞等の交通問題が発生した場合には、必要に応じて交通対策の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。また、騒音対策について、基準を超過している地点付近において住居等が立地した場合や、周辺住民から苦情が申立てられた場合には、追加の騒音防止対策を講じるなど、周辺環境の保全に配慮願います。</p>	